

若者定住推進課からお知らせ

【移住・定住応援補助金をご活用ください】

町では、次代を担う若者世代の移住・定住を応援するため、町内に住宅の購入などをされた方を対象に、補助金の交付（事業費の1/2・最大200万円）また、資金借入に対する利子補給（借入利率の1/2・年額最大30万円・36か月）を行っています。

さらに、町内事業者の利用および地場木材の活用で各10万円分の奥多摩町商業協同組合商品券を上乗せで最大220万円分交付し、町内金融機関利用で最大33万円利子を補給します。

【年齢要件】

- ① 45歳以下の夫婦
- ② 子ども（高校生以下（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者））がいる世帯
- ③ 35歳以下の者

*年齢要件以外にも、対象要件などがあります。詳しくはお問い合わせください。

※問い合わせは、若者定住推進課 ☎83-2310

環境整備課からお知らせ

野焼き（野外焼却）は

原則禁止です！

ごみ（廃棄物）の野外焼却行為は、法律で「原則禁止」になっています。状況によっては罰則の対象になる場合があります。

野焼きについての注意点はつぎのとおりです。

- ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘った焼却は、野焼きと同じです。
- 小型焼却炉でごみを燃やすことも禁止されています。

野焼きによって「煙や悪臭で困っている」、「干していた洗濯物に煙の臭いがついてしまった」などの苦情が町に寄せられています。また、風が強く乾燥した日の屋外焼却は火災につながるおそれがあります。

つぎに挙げた焼却行為は禁止の例外となっておりませんが、例外となる焼却行為

であっても、周辺環境に最大限の配慮を行わなければなりません。近隣の方へ迷惑にならないよう、十分に注意してください。

- 伝統的行事および風俗習慣上の行事のための焼却行為（どんど焼き、火祭りなど）
- 学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為（キャンプファイヤーなど）
- 災害時の応急対策のために行うものなど

ごみは燃やさずに、分別ルールに従って、町の収集に出すようみなさんのご協力をお願いします。

※問い合わせは、環境整備課 ☎83-2317

下水道モニター募集

東京都下水道局では、お客さまの意見、要望を聴取し効果的かつ効果的な事業運営に資することを目的に、都内に在住する方を対

象とした「令和3年度下水道モニター」を募集します。

〔資格〕 令和3年4月1日現在、満20歳以上で都内在住の方（公務員、過去にモニターを経験した方、島しょ在住を除く）で、ホームページ閲覧とEメール送受信ができる方

〔募集人数〕 1000人程度（応募者多数の場合は選考）

〔内容〕 アンケート（4回）の回答など

〔任期〕 令和3年4月1日から1年間

〔謝礼〕 回答数に応じ図書カードを贈呈（任期末にまとめて送付）

〔申込期間〕 1月4日（月）から2月28日（日）まで

*詳細は東京都下水道局ホームページ（<http://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp>）をご覧ください。

※問い合わせは、下水道局総務部広報サービス課

☎03（5320）6693